平成２１年（フ）第１１６号
福岡県田川郡糸田町3757番地
債務者　竜円　友和
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１２０号
福岡県田川郡糸田町381番地８
債務者　江藤　健八
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１２１号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　石﨑　幸一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４２０号
大分市里３丁目12番25号フェリスⅡ202
債務者　川端　裕二
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４２４号
大分県別府市山の手町１番19号
債務者　緒方　　翠
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３５号
宮崎市大塚町地蔵田4651番地　県営住宅１棟207号
債務者　蓮子　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４０号
宮崎市瀬頭１丁目４番８号　101コーポ瀬頭103号
債務者　轟木　夕子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５９号
宮崎市大和町147番地１
債務者　末吉美樹子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６１号
宮崎市広島１丁目16番１号　サンモール広島401号、前住所宮崎市生目台西２丁目３番地１　県営住宅12棟９号
債務者　尾前智恵美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７８号
宮崎市大字広原369番地１
債務者　椎葉　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８９号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅12棟13号
債務者　吉永　寛典
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９５号
宮崎県宮崎郡清武町大字加納甲2253番地１　サンライズ大東Ａ棟101号
債務者　久木田理恵（旧姓湯淺）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９９号
宮崎市松橋１丁目８番23号　マルトクコーポ203号
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７７号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地４　壺川市営住宅３―501
債務者　伊禮　　有
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８９号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目140番地１　城レジデンス１―Ａ
債務者　上地　章男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６５号
長野県東御市常田775番地１
債務者　三水　潤子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４１３号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地１　広沢市営住宅１―306
債務者　岸田　健志
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係